

デイサービスセンター光明 重要事項説明書

当事業所の、指定通所介護サービスについて、契約を締結する際に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人うすい会広島光明学園
代表者氏名	理事長 碓井 法明
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島市東区牛田本町五丁目1番2号 TEL: (082) 228-5673
法人設立年月日	昭和28年5月8日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター光明
介護保険指定 事業所番号	3470102793
事業所所在地	広島市東区牛田本町五丁目1番2号 6階
連絡先	TEL: (082) 228-2010 FAX: (082) 222-6056
事業所の通常の 事業の実施地域	(運営規程記載の通り)
利用定員	35名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 と 運営の方針	要介護状態にある方に対し、通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
---------------------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(12月29日～翌年1月3日及び日曜・祝日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日(12月29日～翌年1月3日及び日曜・祝日を除く)
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時30分まで
延長 サービス提供時間	現在延長サービスは行っておりません

(5) 事業所の職員体制

職種	職務の内容	配置人数
管理者	業務の一元的な管理	1 人
生活相談員	生活相談及び指導	サービス提供時間を通じて 1 人以上
看護職員兼 機能訓練指導員	心身の健康管理。口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理、身体機能の向上・健康維持のための指導	サービス提供日ごとに 1 人以上
介護職員	介護業務	利用者 1 人につき 0.2 人以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	個別機能訓練 (Ⅰ)(Ⅱ)	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。
	若年性認知症 利用者受入	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

① 基本料金及び加算料金

厚生労働大臣が定めるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定しており、単位数及び金額については、別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。介護保険の給付の範囲を超えたサービスを実施する際は全額自己負担となります。

加算料金については、事業所の人員体制の変動やご利用者の状況により、算定する加算が異なります。対象となる加算については、契約時に説明を行うと共に、変更があった場合には文章により説明させていただきます。

② その他の費用について

① 送迎費	通常無料(利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。)
② 食事の提供に要する費用	650円(1食/おやつ・飲物代を含む) ※おやつ・飲物を召し上がらない場合も料金は変わりません。
③ おむつ代	実費相当額
④ 日常生活費	実費相当額

4 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

- (1) ご利用月の翌月15日までに請求書をお渡しします。請求書を受け取った月の末日までにお支払い下さい。受領した翌月に領収書をお渡しします。
- (2) お支払い方法は、原則口座振替のみとなります。対応する金融機関の口座をお持ちで無い場合や、金融機関の届出印を紛失された場合など、やむを得ない場合については、以下の銀行口座

にお支払いください。

(振込先口座)

もみじ銀行 牛田支店 (普通預金) 1463141

社会福祉法人うすい会広島光明学園

理事長 碓井法明

※振込の際には、ご利用者名にてお振込ください

- (3) 口座振替は毎月20日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に指定の金融機関より引落をさせて頂きます。引落日の前日までに、ご指定の口座に利用料金を入金して頂けますようお願い致します。
- (4) 口座振替依頼書の提出期限は口座振替日の45日前迄となります。
- (5) 手続きが間に合わなかった場合や、残高不足等の事由により、引落が出来なかった場合については、翌月の引落の際に併せて引落させて頂きます。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを広島市に通報します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行う

ことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に公開しません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関または救急指定病院への連絡等必要な措置を講じます。

緊急時は、協力医療機関である「ぎおん牛田病院」への搬送を依頼します。但し、利用者または利用者代理人からの指定病院があれば、その指定病院を優先に搬送を依頼します。

【利用者または代理人からの指定病院】

優先順位 1	_____
優先順位 2	_____
優先順位 3	<u>救急隊の判断で医療機関を探してもらう</u>

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.1 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.2 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.3 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1.4 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 5 衛生管理等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 6 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【事業者の窓口】 デイサービスセンター光明 管理者 原田 亮	電 話 番 号 082-228-2010 ファックス番号 082-222-6056 受 付 時 間 午前9時～午後5時
【市町村（保険者）の窓口】 広島市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	広島市中区国泰寺一丁目6番34号 電 話 番 号 082-504-2183 ファックス番号 082-504-2136 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【市町村（保険者）の窓口】 広島市東区役所 厚生部福祉課 高齢介護係	広島市東区東蟹屋町9番34号 電 話 番 号 082-568-7732 ファックス番号 082-568-7781 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電 話 番 号 082-554-0770 ファックス番号 082-511-9126 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町12番2号 電 話 番 号 082-254-3419 ファックス番号 082-569-6161 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時

1 7 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

利 用 者	私は、本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要事項の説明を受けました。			
	住 所	〒 —		
	氏 名			
	電話番号	() —	FAX	() —

☐
 利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私（代理人）が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代 理 人	私は、本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要事項の説明を受けました。			
	本人との関係			
	住 所	〒 —		
	氏 名			
	電話番号	() —	FAX	() —

事 業 者	事業者は、通所介護サービスの利用にあたり、利用者及び代理人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。			
	事業者	〒732-0066 広島市東区牛田本町五丁目1番2号 社会福祉法人うすい会広島光明学園		
	事業所	〒732-0066 広島市東区牛田本町五丁目1番2号 デイサービスセンター光明 説明者		
	電話番号	(082) 228 - 2010	FAX	(082) 222 - 6056

デイサービスセンター光明 重要事項説明書

当事業所の、指定1日型デイサービスについて、契約を締結する際に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定1日型デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 うすい会広島光明学園
代表者氏名	理事長 碓井 法明
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島市東区牛田本町五丁目1番2号 TEL: (082) 228-5673
法人設立年月日	昭和28年5月8日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター光明
介護保険指定 事業所番号	3470102793
事業所所在地	広島市東区牛田本町五丁目1番2号 6階
連絡先	TEL: (082) 228-2010 FAX: (082) 222-6056
事業所の通常の 事業の実施地域	(運営規程記載の通り)
利用定員	35名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 と 運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。 地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
---------------------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(12月29日～翌年1月3日及び日曜・祝日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～土曜日(12月29日～翌年1月3日及び日曜・祝日を除く)
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時30分まで

延長 サービス提供時間	現在延長サービスは行っておりません
----------------	-------------------

(5) 事業所の職員体制

職種	職務の内容	配置人数
管理者	業務の一元的な管理	1 人
生活相談員	生活相談及び指導	サービス提供時間を通じて 1 人以上
看護職員兼 機能訓練指導員	心身の健康管理。口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理、身体機能の向上・健康維持のための指導	サービス提供日ごとに 1 人以上
介護職員	介護業務	利用者 1 人につき 0.2 人以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
通所介護計画の作成等		1 利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。また、計画を作成した際は、利用者に交付します。 3 1 日型デイサービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明します。 4 1 日型デイサービスの事業者は、計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも 1 月に 1 回は、利用者の状況やサービスの提供状況について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者者に報告します。 5 通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該通所介護計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 6 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護計画の変更を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。

	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	運動器機能向上	利用者の運動器機能の向上を目的として、心身の状態の維持改善のため、長期目標（概ね3か月程度）及び短期目標（概ね1ヶ月程度）を設定し、個別に運動機能向上計画を策定し、これに基づいたサービス提供を利用者ごとに行います。 また、利用者の短期目標に応じて、概ね1ヶ月ごとに短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、運動器機能向上計画の修正を行います。
	若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

(2) 1 日型デイサービス従業者の禁止行為

1 日型デイサービス従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

① 基本料金及び加算料金

広島市長が定めるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定しており、単位数及び金額については、別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。介護保険の給付の範囲を超えたサービスを実施する際は全額自己負担となります。

加算料金については、事業所の人員体制の変動やご利用者の状況により、算定する加算が異なります。対象となる加算については、契約時に説明を行うと共に、変更があった場合には文章により説明させていただきます。

② その他の費用について

① 送迎費	通常無料（利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。）
② 食事の提供に要する費用	650円（1食／おやつ・飲物代を含む） ※おやつ・飲物を召し上がらない場合も料金は変わりません。
③ おむつ代	実費相当額
④ 日常生活費	実費相当額

4 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

- （１）ご利用月の翌月１５日までに請求書をお渡しします。請求書を受け取った月の末日までにお支払い下さい。受領した翌月に領収書をお渡しします。
- （２）お支払い方法は、原則口座振替のみとなります。対応する金融機関の口座をお持ちで無い場合や、金融機関の届出印を紛失された場合など、やむを得ない場合については、以下の銀行口座にお支払いください。

（振込先口座）
 もみじ銀行 牛田支店 （普通預金）1463141
 社会福祉法人うすい会広島光明学園
 理事長 碓井法明
 ※振込の際には、ご利用者名にてお振込ください

- （３）口座振替は毎月２０日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に指定の金融機関より引落をさせていただきます。引落日の前日までに、ご指定の口座に利用料金を入金して頂けますようお願い致します。
- （４）口座振替依頼書の提出期限は口座振替日の４５日前迄となります。
- （５）手続きが間に合わなかった場合や、残高不足等の事由により、引落が出来なかった場合については、翌月の引落の際に併せて引落させていただきます。

5 サービスの提供にあたって

- （１）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （２）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- （３）利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計

- 画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
 - (5) 1 日型デイサービス従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを広島市に通報します

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に公開しません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約
---------------------------------	---

	が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関または救急指定病院への連絡等必要な措置を講じます。

緊急時は、協力医療機関である「ぎおん牛田病院」への搬送を依頼します。但し、利用者または利用者代理人からの指定病院があれば、その指定病院を優先に搬送を依頼します。

【利用者または代理人からの指定病院】

優先順位 1 _____

優先順位 2 _____

優先順位 3 救急隊の判断で医療機関を探してもらう

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定1日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 1 心身の状況の把握

指定 1 日型デイサービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 2 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定 1 日型デイサービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 3 サービス提供の記録

- ① 指定 1 日型デイサービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 4 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 5 衛生管理等

- ① 指定 1 日型デイサービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定 1 日型デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 6 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【事業者の窓口】 デイサービスセンター光明 管理者 原田 亮	電 話 番 号 082-228-2010 ファックス番号 082-222-6056 受 付 時 間 午前 9 時～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 広島市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	広島市中区国泰寺一丁目 6 番 34 号 電 話 番 号 082-504-2183 ファックス番号 082-504-2136 受 付 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【市町村（保険者）の窓口】 広島市東区役所 厚生部福祉課 高齢介護係	広島市東区東蟹屋町 9 番 34 号 電 話 番 号 082-568-7732 ファックス番号 082-568-7781 受 付 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電 話 番 号 082-554-0770 ファックス番号 082-511-9126 受 付 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町 12 番 2 号 電 話 番 号 082-254-3419 ファックス番号 082-569-6161 受 付 時 間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

1 7 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

利 用 者	私は、本書面により、事業者から1日型デイサービスについての重要事項の説明を受けました。			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	電話番号	() ー	FAX	() ー

☐
 利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私（代理人）が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代 理 人	私は、本書面により、事業者から1日型デイサービスについての重要事項の説明を受けました。			
	本人との関係			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	電話番号	() ー	FAX	() ー

事 業 者	事業者は、1日型デイサービスの利用にあたり、利用者及び代理人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。			
	事業者	〒732-0066 広島市東区牛田本町五丁目1番2号 社会福祉法人うすい会広島光明学園		
	事業所	〒732-0066 広島市東区牛田本町五丁目1番2号 デイサービスセンター光明 説明者		
	電話番号	(082) 228-2010	FAX	(082) 222-6056